

議案第4号

寒川町介護保険条例の一部改正について

寒川町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年3月4日提出

寒川町長 木 村 俊 雄

提案理由

介護保険の第1号被保険者に係る保険料を改めるとともに、介護保険法施行令等の一部改正に伴い、条文の整備を図るため提案する。

寒川町条例第 号

寒川町介護保険条例の一部を改正する条例

寒川町介護保険条例(平成12年寒川町条例第14号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項第1号中「30,840円」を「30,600円」に改め、同項第2号中「43,170円」を「42,840円」に改め、同項第3号中「46,260円」を「45,900円」に改め、同項第4号中「55,510円」を「55,080円」に改め、同項第5号中「61,680円」を「61,200円」に改め、同項第6号中「70,930円」を「70,380円」に改め、同号ア中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を、「得た額」の次に「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零」を加え、同項第7号中「77,100円」を「76,500円」に改め、同項第8号中「92,520円」を「91,800円」に改め、同項第9号中「107,940円」を「107,100円」に改め、同項第10号中「123,360円」を「122,400円」に改め、同条第2項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「18,510円」を「18,360円」に改め、同条第3項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「18,510円」を「18,360円」に、「30,840円」を「30,600円」に改め、同条第4項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「18,510円」を「18,360円」に、「43,180円」を「42,840円」に改める。

附則第10条第1項第1号中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症」に改める。

附則に次の1条を加える。

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

第11条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第6条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア及び第9号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第10条第1項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第6条の規定は、令和3年度分からの保険料から適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。

寒川町介護保険条例新旧対照表

現行 ～略～	改正案 ～略～
<p>(保険料率)</p> <p>第6条 <u>平成30年度から令和2年度までの</u>各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。) 第9条第1号に規定する者をいう。以下同じ。)の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>30,840円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>43,170円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>46,260円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>55,510円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>61,680円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>70,930円</u></p> <p>ア 合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項 _____ 又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額 _____)とする。以下同じ。)が125万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ (略)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>77,1</u></p>	<p>(保険料率)</p> <p>第6条 <u>令和3年度から令和5年度までの</u>各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。) 第9条第1号に規定する者をいう。以下同じ。)の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>30,600円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>42,840円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>45,900円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>55,080円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>61,200円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>70,380円</u></p> <p>ア 合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、<u>第35条の3第1項</u>又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、<u>当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。</u>以下同じ。)が125万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ (略)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>76,5</u></p>

00円

ア・イ (略)

(8) 次のいずれかに該当する者 92,520円

ア・イ (略)

(9) 次のいずれかに該当する者 107,940円

ア・イ (略)

(10) 前各号のいずれにも該当しないもの 123,360円

2 前項第1号に該当する第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、18,510円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「18,510円」とあるのは、「30,840円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「18,510円」とあるのは、「43,180円」と読み替えるものとする。

(制定附則)

附 則

～略～

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免)

第10条 第14条第1項の規定にかかわらず、町長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当するときは、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限(特別徴収の場合にあっては、

00円

ア・イ (略)

(8) 次のいずれかに該当する者 91,800円

ア・イ (略)

(9) 次のいずれかに該当する者 107,100円

ア・イ (略)

(10) 前各号のいずれにも該当しないもの 122,400円

2 前項第1号に該当する第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、18,360円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までにおける保険料率について準用する。この場合において、前項中「18,360円」とあるのは、「30,600円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までにおける保険料率について準用する。この場合において、第2項中「18,360円」とあるのは、「42,840円」と読み替えるものとする。

(制定附則)

附 則

～略～

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免)

第10条 第14条第1項の規定にかかわらず、町長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当するときは、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限(特別徴収の場合にあっては、

特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている保険料(第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以後に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。)を減免することができる。

(1) 新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症

_____をいう。以下同じ。)により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。

(2) (略)

2 (略)

(加える)

特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている保険料(第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以後に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。)を減免することができる。

(1) 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。以下同じ。))により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。

(2) (略)

2 (略)

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

第11条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第6条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア及び第9号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除

して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

～略～

～略～

(改正附則)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第10条第1項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第6条の規定は、令和3年度分からの保険料から適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。